

訪問入浴介護（令和8年度）

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
心身の状況等の把握	サービス担当者会議等に参加し、利用者の心身の状況把握に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めてください。
指定訪問入浴介護の 具体的取扱方針	訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴（洗髪、陰部、足部等）」を実施するなど、適切なサービス提供に努めてください。 ●「サービスの提供方法等」とは、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含むものとしてください。
	<p><訪問入浴介護> 1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。</p> <p><介護予防訪問入浴介護> 1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。 ●「サービスの提供の責任者」については、入浴介護に関する知識や技術を有した者であって、衛生管理や入浴サービスの提供に当たって他の従業者に対し作業手順など適切な指導を行うとともに、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮してください。 ●「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業所が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しておいてください。
	訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●浴槽など利用者の身体に直接に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行ってください。 ●皮膚に直接に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用してください。 ●消毒方法についてマニュアルを作成するなど、従業者に周知してください。

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
緊急時の対応	緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡すること。	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問入浴介護従業者が現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。 ●協力医療機関については、次の点に留意してください。 <ul style="list-style-type: none"> ①協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。 ②緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。
勤務体制の確保等	サービス提供は事業所の従業者によって行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ●指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護事業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければなりません。 ●指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問入浴介護従業者を指すものです。
	認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。	<ul style="list-style-type: none"> ●介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられています。 ●新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後1年間の猶予期間が設けられています。（「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）」の送付について / 問159） ●事業者が行う「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」については、受講料の負担や、勤務時間内に受講できるような配慮（シフト調整等）、インターネット環境の整備等、様々な措置が想定されています。（「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）（令和6年3月15日）」の送付について / 問161） ●当該義務付けの対象とならない者は以下のとおりです。 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
業務継続計画の策定等	<p>感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画（業務継続計画）の策定及び必要な措置を講じること。</p>	<p>●感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定訪問入浴介護の提供を受けられるよう、指定訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、訪問入浴介護従業者に対して、必要な研修及び訓練を実施しなければなりません。</p> <p>●感染症に係る業務継続計画に記載する項目例</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平時からの備え（体制構築、整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>●災害に係る業務継続計画に記載する項目例</p> <ul style="list-style-type: none"> a 平常時の対応（建物、設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携
	<p>業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>●感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。</p> <p>●研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしてください。</p> <p>●研修は、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催しなければなりません。また、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。</p> <p>●訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施しなければなりません。</p>

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
	<p>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。また、構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者を決めておく必要があります。 ●感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。
<p>感染症の予防及びまん延の防止のための措置</p>	<p>感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定しなければなりません。 ●平常時の対策としては、事業所の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等が想定されます。 ●発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市における関連機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。
	<p>訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとしてください。 ●職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的（年1回以上）な教育を開催しなければなりません。また、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 ●平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行わなければなりません。 ●訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での、ケアの演習等を実施してください。

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
虐待の防止	<p>虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的 に開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>●虐待の防止のための対策を検討する委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要です。</p> <p>●具体的には、次のような事項について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること <p>●委員会で得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。</p>
	<p>虐待の防止のための指針を整備すること。</p>	<p>●虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項
	<p>訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施すること。</p>	<p>●職員教育を組織的に徹底させていくために、虐待の防止のための指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。</p>
	<p>上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>●指定訪問入浴介護事業所における虐待を防止するための体制として、上記に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。</p>

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
初回加算	<p>新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合に算定すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●初回の指定訪問入浴介護を行う前に、当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行った場合に算定することができます。 ●介護予防訪問入浴介護を利用していた利用者が要介護認定の更新に伴い要介護になり、当該事業所と一体的に運営している訪問入浴介護事業所からサービス提供を受ける場合は算定できません。（要介護から要支援になった場合も同じ） ただし、サービス提供契約締結後に利用者が当該住居を引っ越しするなど住宅環境に変化が生じたときに、改めて利用者の居宅を訪問し、介護予防訪問入浴介護の利用にかかる調整を行った場合は、算定することができます。（「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.4）（令和3年3月29日）」の送付について / 問10） ●当該加算は、初回の訪問入浴介護を行った日の属する月に算定してください。
サービス提供体制強化加算	<p>全ての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施期間等を定めた計画を策定してください。
	<p>利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければなりません。 ●会議の開催状況については、その概要を記録してください。 ●「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催される必要があります。 ●「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
	<p>全ての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。 ●常時使用する労働者に該当しない者に対する健康診断の項目についても労働安全衛生法と同様としてください。